

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 許認可事務等標準処理期間要綱の一部改正

（県例規集登載）

産業振興課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

健康推進課

○ 保安林の指定予定

○ 道路の区域変更

治山課

道路整備課

【公告】

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

経営支援課

〃

〃

○ 公共測量の終了

監理課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

【監査公表】

○ 監査の結果に基づき講じた措置の状況の公表

監査事務局

目次

担当課（室）

◎岡山県監査公表第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十四項の規定により、監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により、次のとおり公表する。

令和六年七月十二日

岡山県監査委員	高橋
岡山県監査委員	福島
岡山県監査委員	山間
岡山県監査委員	美義
岡山県監査委員	保正
	子徹

令和6年7月12日 岡山県公報 第12616号

監査対象団体 (監査対象団体を所管する県の部局)	監査実施年月日	監査結果公表年月日
公益財団法人岡山県育英会 (教育庁)	令和6年1月29日	令和6年3月26日
監査の結果（指摘事項） 令和4年度末の奨学金未収償還金が、前年度末に比べ総額は減少しているものの、318,191,616円と多額になっており、早期解消が必要である。		
措置の状況 当育英会では、奨学金の返還督促業務に従事する書記、嘱託、電話督促員を配置し、口座振替前の口座への入金依頼、口座振替不能者への再振替に係る入金依頼等により滞納を未然に防止することに努めている。 また、近年特に取組を強化している口座振替不能者及び現年度分払込用紙による返還義務者のうち未納となっている者に対して、迅速な電話による督促に加え、過年度分滞納者のうち既に最終返還期限を迎えている者に対する電話及び訪問による督促を継続することにより、令和5年度決算では、昨年を引き続き、前年度末に比べて未収償還金が減少している。 長期滞納者に対しては、引き続き、分割返還申請書の提出を求め、計画的な返還の意識付けを強化するとともに、悪質な長期滞納者に対しては、積極的に法的措置を講じる。さらに、コンビニ収納等返還しやすい環境の周知を図り、返還率向上を図ることとする。		